

# 今回のテーマ

## 1. 法人税の取り扱いを活用した株価対策の着眼点

例えば、組織再編を活用した株価対策は多岐にわたりますが、評価通達にはそのような法人税の取り扱いを活用した手法を個別具体的に株価に反映させる規定が少ないこともあって（通達改正セクションに問題意識はあるでしょうが、同セクションに法人税の精通者はいないと思います）、**実務では、法人税の取り扱いを逆手に取った手法のようではあるが、評価通達6項（この通達の定めにより難しい場合の評価）を用いて否認することは決して容易ではないと思わせるような株価対策が散見されますし、同業者、金融機関等からもこの手の手法に関する問い合わせは多いです。**

小職は、否認され得る株価対策を理論的に解説する立場（学者）ではありませんが、個人的には、株価を下げるという目的以外にその合理性を見出すことの出来ない対策（品の無い株価対策）は、職業的専門家として慎まなければならないと思っています。そこで、本テーマでは、参考判例・文献やごく簡単なケーススタディを用いながら、その判断の着眼点について改めて考える機会としたいと思います。

## 2. 贈与税判例解説（R2.10.1東京地裁）

本件は、取引相場のない株式（外国子会社株式）の評価につき、その贈与税の算定基礎となった船舶の評価の妥当性が争点となった事件です。結果は納税者勝訴（全部取消）となりましたが（控訴されず確定）、各論では問題点が残っています。なお、本事件の原因となった自社株贈与は某金融機関のアドバイスに従い行われたようですが、小職は原告代理人弁護士と共に税務調査の立ち会いから関与し、本裁判では補佐人税理士として意見陳述も行いました。

**本件の争いは特殊ですが、課税当局の発言内容や執行スタンス、裁判所の判断内容を紹介させていただくことは、資産税実務に携わる皆様にとっても有益と考えますので、本テーマでは、その内容について解説します。**

## テーマ2. 贈与税判例解説（R2.10.1東京地裁）

### 贈与株式の価額を巡り地裁判決、所有船舶の評価額、大半は納税者の鑑定価格となり資産額より負債額が上回る 2020年10月12日 税のしるべ電子版（大蔵財務協会）より

発行済株式の2割

母が保有するA社の株式の贈与を受けたものの、贈与を受けた納税者が本件株式の価額は0円であり、贈与税の課税価格に係る贈与税額はないとして、法定申告期限までに贈与税の申告書を提出しなかったところ、課税庁が、A社がその発行済み株式の全てを保有する外国子会社の所有に係る船舶70隻（本件各船舶）の価額を適正に評価すると、本件株式の価額は約43億円、納付すべき税額を約21億円とする決定処分、およびこれに伴う無申告加算税約4億円の賦課決定処分（その後、審判所の裁決で一部が取り消され、贈与税約4億5000万円などとなる）をしたことで、納税者がその取消しを求めていた事案で、東京地裁（清水知恵子裁判長）は1日、納税者の主張を認める判断を下した。

納税者は海上運送業等を営む法人の代表取締役を務めていた。争われたのは納税者の平成21年分の贈与税について。

課税庁は23年10月、納税者の贈与税の調査に着手、本件各船舶の価格に関する資料として、納税者からX社作成に係る鑑定書の提出を受けたが、**課税庁は同社の用いた鑑定方法が合理的であるとは認められないと判断**してY社（原処分庁鑑定業者）に価格鑑定を依頼した。

原処分庁鑑定業者は、本件各船舶（70隻）のうち34隻については取引事例比較法により価格鑑定を行い、その余りの36隻については、取引事例比較法によることは困難であるとして、建造船価償却法により価格鑑定を行った。

納税者はこれらを不服としてZ社の鑑定結果を提出、**納税者鑑定においては、本件贈与日において売却が予定されており、その後現に売却されている3船舶（本件売却船舶）については、実際の売却価格から売買手数料等の諸費用を控除した価格を鑑定価格とし、それ以外の本件各船舶（67隻、本件係争船舶）については、不動産の価格鑑定の一手法としての収益還元法のうち、DCF法により価格鑑定を行った。**

## テーマ2. 贈与税判例解説（R2.10.1東京地裁）

（前頁からの続き）

約2200億円

納税者は、本件各船舶の評価額は合計約1719億円となり（課税庁はこれを上回る額を主張）、本件外国子会社において資産額よりも負債額の方が上回るから、本件外国株式および本件株式の価額はいずれも0円となると主張していた。

これらに対して東京地裁は、課税庁が主張する原処分庁鑑定価格は、本件係争船舶（67隻）で取引事例比較法が適用された船舶のうち10隻に限ってこれを精通者意見価格として参酌することができるとした。

しかし、そのあまりの57隻については、納税者が主張する納税者鑑定価格を精通者意見価格として参酌することができ、これらの価格に争いのない本件売却船舶（3隻）の価額を加えると、本件各船舶（全70隻）の評価額は合計約1747億円となり、本件外国子会社において資産額よりも負債額の方が上回ることとなるため、本件外国株式全株式および本件株式の価額はいずれも0円となると判断した。

そうすると、納税者の21年分の贈与税の課税価格に係る贈与税額はなしとなるから、課税庁の本件各処分は違法であるとして、納税者の主張を認めた。

### 主な解説ポイント

- (1) 課税当局の評価通達136（船舶の評価）の運用
- (2) 裁判所の船価鑑定の採用方針
- (3) 収益還元法（DCF法）に対する課税当局の視点（国税訟務官の発言）
- (4) その他（資料調査課担当主査の発言）

# テーマ2. 贈与税判例解説 (R2.10.1東京地裁)

## (1) 課税当局の評価通達136 (船舶の評価) の運用

136 船舶の価額は、原則として、売買実例価額、精通者意見価格等を参酌して評価する。

### 【課税当局の執行スタンス・裁判での主張】

課税当局は、税務調査の段階から「当局が本通達に従って船舶を評価する場合には、納税者の主張（評価）はその合理性如何に関わらず参酌（つまり各指標を比較しその長所を取り入れること）する必要がない」といった態度に出てきました。また、本裁判では、被告（国）は別事件の固定資産評価基準の運用に関する最高裁判決（H25.7.12）を引用し、「当該財産が評価通達に従って評価された場合、その価額は、当該評価方法によっては適正な時価を算定することのできない特別な事情が存しない限り、当該財産の客観的な交換価値としての適正な時価を上回るものではないと推認される」と評価通達の拘束力に関する一般論を述べた上で、**被告が本通達に従って評価した本件船舶の時価は合理的であり、また原告（納税者）の依頼した鑑定が存在は上記の特別な事情に当たるものではないから、被告の評価額が本件船舶の適正な時価を上回るものではないと推認されることには何ら影響を及ぼさないと主張しました。**

### 【納税者の主張】

原告（納税者）は、被告が引用した最高裁判決の判断枠組みが評価通達の運用にもそのまま妥当するか否かは大いに議論の余地があると考えましたが、その点を主軸に反論を展開すると不毛な議論を招きかねないと判断して、端的に「被告の判断枠組みに従ったとしても、被告の依頼した鑑定は極めて合理性を欠くものであって、上記の特別な事情が認められることになるから、被告の評価額が本件船舶の適正な時価を上回るものではないとの推認は及ばない」と主張しました。

# テーマ2. 贈与税判例解説 (R2.10.1東京地裁)

## (2) 裁判所の船価鑑定の採用方針

前頁の被告と原告の主張を受けて、裁判所は、精通者意見価格をもって本件船舶の適正な時価とするためには、少なくとも、当該精通者による本件船舶の評価が鑑定の目的に照らして合理的に行われている否かを検討するのが相当であるとし、この点、被告が依頼した鑑定のうち取引事例比較法を用いて評価した船舶で定期用船契約の経済価値が適正に加味されているものと、原告が依頼した鑑定のDCF法を用いて評価した船舶は、いずれもその評価が合理的に行われていると判示しました。

しかし、裁判所は、その採用方針に関して、被告・原告の依頼した船価鑑定の双方に合理性があると認められた場合は、被告の鑑定を採用することとし、原告の依頼した船価鑑定は、被告の依頼した船価鑑定の合理性が否定される場合に限って採用し得ると明確に判示しました。つまり、裁判所は双方の合理性を比較考量してその優劣を判断することはしないということになるのですが、この方針は原告にとって著しく不利であり（課税リスクの存在）、実務上注意しておかなければならない点です。

なお、この方針の根拠は判示されていませんが、原告代理人弁護士によれば、一般的に行政処分の違法性判断は被告に認められる行政裁量の逸脱又は濫用があったか否かという観点からなされるから、被告の依頼した鑑定に合理性が認められる限り、その鑑定結果に依拠した行政処分は行政裁量の範囲内にあると言えるので、本件課税処分に違法はない、という形式的な判断基準を用いたのではないかとのことでした。

なお、本裁判の前段階で争った国税不服審判所の裁決（H28.3.7高松審）では、審判所は上記のような方針を採らず、双方の合理性を比較考量してその優劣を判断するのが相当であるとした上で、いずれの船価鑑定がより精緻なものであるかについて検討しています。

## テーマ2. 贈与税判例解説（R2.10.1東京地裁）

### (3) 収益還元法（DCF法）に対する課税当局の視点（国税訟務官の発言）

被告（国・課税当局）は、本件において収益還元法（DCF法）を用いることはそもそも不適切であると主張しました。しかし、裁判所は、被告の主張内容を見ても、算定の基礎となる船舶管理費（経費）や割引率等の各要素の設定により評価額が変動するという収益還元法自体に内在する性質を指摘するにとどまっており、このような性質を有すること自体をもって収益還元法という鑑定方式を採り得ないことの理由とすることができるものではなく、算定の基礎となる各要素の設定が適正にされているか否かが当該鑑定における価格評価の合理性を左右するものであると明確に判示しました。

改めて、課税当局は基本的に収益還元法を嫌う傾向にあると感じた次第ですが、この点は本裁判で複数回行われたラウンドテーブル（裁判官と当時者が楕円のテーブルを囲んで随時発言し審理を進める）においても、課税当局（国税訟務官）は同様の趣旨の発言を行いました。

### (4) その他（資料調査課担当主査の発言）

本件の税務調査期間は1年9か月でしたが、終盤に差し掛かる頃には、資料調査課担当主査から「個人的には決定処分など出来る状況ではないと思っているが、ここまで来たらもう組織を止められない。勝つか負けるかの問題ではなくなっている。本当にこの仕事が嫌になった。」と正直に耳打ちされました（ただ、決定処分時には記憶にないとシラを切られましたが、主査の気持ちも全く理解出来ないわけでもなく、また、言った言わないの不毛な議論に終始することが想定されたので、本発言を争点にすることは止めました）。また、本裁判には前例のないテーマで争われた論点もあった点や、国から控訴されなかった点などを振り返ると、ひどい話ですが、本件は課税当局の前例作りに利用された面が少なからずあったのではないかと感じています。